

## 団体利用にかかる福祉センターの使用料減免申請について

### ● 使用料免除に係る事前団体登録について ●

「使用料減免申請書」を各福祉センターに設置しています。  
必要事項をご記入の上、各福祉センターに提出してください（申請は随時受付）。

※令和8年4月から使用料の免除を希望される団体は、令和8年3月19日（木）までに申請してください。

#### 【使用料免除基準】

##### ◆ 全額免除する事業

- (1) 丹波市の事業
- (2) 丹波市社会福祉協議会の事業
- (3) 丹波市ボランティア・市民活動センター登録団体の事業
- (4) 丹波市民生委員児童委員連合会の事業

##### ◆ 半額免除する事業（※ 事前に利用料免除申請のための団体登録が必要です）

- (1) 高齢者団体（概ね65歳以上の方が5人以上で構成され、かつ、構成員の8割以上が丹波市民である団体）の事業
- (2) 障がい者団体（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法および精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている方が5人以上で構成され、かつ、構成員の8割以上が丹波市民である団体）の事業

##### ◆ 特例により免除できる事業

- (1) 市内の非営利団体が主催する次の事業
  - ① 全国または全県規模に相当する事業などで特に公益性の高い事業
  - ② 全市民を対象としたもので特に公益性の高い事業

【例】ポスター、チラシなどを配布し、広く市民に呼びかけて実施する講演会や研修会等  
※ 会員のみや子ども、高齢者などに参加を限定する場合を除く。
- (2) 上記の事業等を実施するための打合せ会

#### 【免除対象となる施設等】

柏原福祉センター（木の根センター）  
春日福祉センター（ハートフルかすが）  
山南福祉センター（さんなん荘）